

議案第 5 4 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 4 年 8 月 2 4 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和 5 1 年三田市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 0 号の 2 の表以外の部分中「長期優良住宅建築等計画」の次に「(以下この号から第 3 0 号の 4 までにおいて「建築等計画」という。) 又は同条第 6 項及び第 7 項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画（以下この号において「維持保全計画」という。）」を加え、「この号から第 3 0 号の 3 まで」を「この号及び第 3 0 号の 3」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
住宅が存する建築物（以下この号から第 30 号の 4 まで、第 30 号の 7 及び第 30 号の 8 において「対象建築物」という。）の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	認定の申請が新築をしようとするものである場合（以下この号から第 30 号の 4 まで、第 30 号の 7 及び第 30 号の 8 において「新築」という。）	55,000 円
	認定の申請が増築をし、又は改築をしようとするものである場合（以下この号から第 30 号の 4 まで、第 30 号の 7 及び第 30 号の 8	72,000 円

	において「増改築」という。)	
	認定の申請が維持保全計画に係るものである場合(以下この号から第30号の4まで、第30号の7及び第30号の8において「維持保全」という。)	
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	126,000 円
	増改築	168,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	203,000 円
	増改築	269,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	411,000 円
	増改築	542,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	720,000 円
	増改築	955,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	1,224,000 円
	増改築	1,628,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	2,260,000 円
	増改築	3,008,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メー	新築	3,216,000 円

トルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	増改築	4,284,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	3,961,000 円
	増改築	5,270,000 円
	維持保全	

別表第 30 号の 2 の表備考ア中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定手数料」に改め、同表備考イ中「計画」を「建築等計画」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定手数料」に改める。

別表第 30 号の 3 の表以外の部分中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	16,000 円
	増改築	21,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	28,000 円
	増改築	37,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	47,000 円
	増改築	61,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	90,000 円
	増改築	114,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	133,000 円
	増改築	171,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	193,000 円
	増改築	251,000 円

	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	326,000 円
	増改築	425,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	405,000 円
	増改築	530,000 円
	維持保全	
対象建築物の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	485,000 円
	増改築	627,000 円
	維持保全	

別表第 30 号の 3 の表備考ア中「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同表備考イ中「計画」を「建築等計画」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改める。

別表第 30 号の 4 の表以外の部分中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、「第 30 号の 7 及び」を削り、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	9,100 円
	増改築	11,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	17,000 円
	増改築	21,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	30,000 円
	増改築	38,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	55,000 円
	増改築	67,000 円
	維持保全	

対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	86,000 円
	増改築	109,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	135,000 円
	増改築	173,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	221,000 円
	増改築	285,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	265,000 円
	増改築	343,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	310,000 円
	増改築	393,000 円
	維持保全	

別表第 30 号の 4 の表備考ア中「計画」を「建築等計画」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

別表第 30 号の 7 の表以外の部分中、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	38,000 円
	増改築	51,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	98,000 円
	増改築	131,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	新築	156,000 円
	増改築	208,000 円

ル以内のもの	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	320,000 円
	増改築	428,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	587,000 円
	増改築	784,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	1,031,000 円
	増改築	1,377,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	1,934,000 円
	増改築	2,583,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	2,811,000 円
	増改築	3,754,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	3,477,000 円
	増改築	4,644,000 円
	維持保全	

別表第 30 号の 8 の表以外の部分中「又は第 6 号」を「、第 6 号又は第 7 号」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同号の表を次のように改める。

区分	手数料の額	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートル以内のもの	新築	7,000 円
	増改築	9,300 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超え 500 平方メートル以内のもの	新築	12,000 円
	増改築	16,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計	新築	17,000 円

が 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの	増改築	23,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの	新築	35,000 円
	増改築	47,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの	新築	47,000 円
	増改築	62,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの	新築	58,000 円
	増改築	78,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 20,000 平方メートル以内のもの	新築	105,000 円
	増改築	140,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 20,000 平方メートルを超え 30,000 平方メートル以内のもの	新築	140,000 円
	増改築	187,000 円
	維持保全	
対象建築物の変更に係る部分の床面積の合計が 30,000 平方メートルを超えるもの	新築	175,000 円
	増改築	234,000 円
	維持保全	

別表第 30 号の 8 の表備考中「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改める。

別表第 30 号の 9 の表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この号において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査の款建築物（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この号において同じ。）の住戸の部分に係る新築等計画である場合の項を削り、同款建築物全体に係る新築等計画である場合（住宅の用に供する部分（以下この号において「住宅部分」という。）に限る。）の項中「建築物」の次に「（一戸建ての住宅であるものを除く。以下この号において同じ。）」を加える。

別表第 30 号の 9 の表備考アを削り、同表備考イを同表備考アとし、同表備考ウ

を同表備考イとする。

別表第56号中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改める。

別表第56号の2中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改める。

別表第61号の7中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

別表第61号の8中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。